

平成30年7月3日

保護者様

京都市立七条第三小学校
校長 中村佳明

台風・地震に対する非常措置についてのお知らせ

梅雨の候、保護者の皆様にはますますご健勝のことと存じます。

さて、今年度も台風・地震等の災害時の非常措置についてお知らせいたします。台風接近の折、また地震発生の折には、テレビ、ラジオ、インターネット等の情報にご注意ください。ご理解・ご協力をいただきますようよろしくお願ひいたします。

記

1 暴風警報について

- (1) 登校前に発令された場合、「暴風警報」が解除されるまでは、登校を見合させ、自宅待機させてください。
- (2) 「暴風警報」が解除された場合については、以下の措置を取ります。

- ・ 午前7時までに解除になった場合 平常授業
- ・ 午前9時までに解除になった場合 3校時（10時50分）から始業
- ・ 午前11時までに解除になった場合 5校時（曜日を問わず、13時30分）から始業（給食は中止）
- ・ 午前11時現在、警報発令中の場合 臨時休業

- (3) 在校中に発令された場合は、下校の安全が確認でき次第、緊急時対応カードに従って集団下校又はお迎えまで待機のいずれかの措置をとります。

2 特別警報について

- (1) 登校前に発令された場合は、「特別警報」が解除されるまでは、命を守る行動を取ることを優先し、登校を見合させ、自宅待機させてください。
- (2) 「特別警報」が解除された場合については、以下の措置を取ります。

- ・ 午前0時までに解除になった場合 5校時（曜日を問わず、13時30分）から始業（給食は中止）
- ・ 午前0時現在、特別警報発令中の場合 臨時休業

(3) 在校中に発令された場合は、「避難引渡し」を原則とします。保護者の方のお迎えをお願いします。

3 地震について（震度5弱以上）

(1) 登校前に発生した場合

① 京都市域のいずれかの行政区で震度5弱以上の地震が発生した時は、次の登校日を臨時休業とします。

- ・ 下校後、深夜0時までに発生した場合 翌日は臨時休業
- ・ 深夜0時以降、登校までに発生した場合 当日は臨時休業

※ 休業日、休業前日に発生した場合は、原則として休業明けの登校日を臨時休業としますが、安全が確認でき、授業等を実施する場合は、（ホームページ・PTAメール配信）により、授業等を実施する旨を連絡します。

② 臨時休業とした場合、登校の再開日は学校及び近隣の被災状況を確認のうえ、改めて学校から連絡します。

(2) 在校中に発生した場合

在校中に発生した場合は、「避難引渡し」を原則とします。保護者の方のお迎えをお願いします。

<「避難引渡し」について>

- 保護者又は成人の親族のお迎えをお願いしております。
- 緊急の場合、保護者のご依頼が確認できた方（近所の知人、同級生の保護者等で、保護者に引き渡すまでの安全確保をお約束いただける方）に引き渡すことは可能です。ご依頼の上、その旨学校にお知らせください。